

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷二十第

論說

戰時戰後に於ける獨逸稅制變革……………法學博士 小川郷太郎

地方稅としての所得稅の重要……………法學博士 神戸 正雄

勞賃と勞働生産力との關係……………法學博士 田島 錦治

文明史に關する論爭……………法學博士 財部 靜治

植民地の財政政策に就きて(四)……………法學博士 山本美越乃

時論

常平倉運用の標準……………法學博士 戸田 海市

說苑

京城六矣塵に就いて……………經濟學士 黒正 巖

雜錄

史的唯物論略解……………法學博士 河上 肇

富といふ支那字に就て……………法學博士 河上 肇

新著紹介……………法學士 本庄榮治郎

經濟論叢

第十二卷 第二號

(通卷第六十八號)

大正十年二月發行

論說

戰時戰後に於ける獨逸税制の變革を論ず (一)

小川 郷 太 郎

本論文を草するに當て參考したるもの左の如し

Konrad-Köppe : Finanzwissenschaft. 7. Aufl. 1919.

Eheberg : Finanzwissenschaft. 14 u. 15. Aufl. 1920

Loiz : Finanzwissenschaft. 1. Aufl. 1917.

Schanz. Finanzarchiv 33 J. g. u. 37. J. g. I. Bd.

獨逸に於ては財政學の書物甚だ多きに拘らず、僅に Konrad, Eheberg, Loiz の書を參考するに止まつたのは外でもない、世界大戰開始後に於て大家の著書として新しく出版せられたるもの若くは舊版の改訂せられたるもの、之に過ぎないからである。

又 Schanz の Finanzarchiv 僅に 33. J. g. u. 37. J. g. I. Bd. を參考するに止まつた、此兩者の中間に在る分を

論說 戰時戰後に於ける獨逸税制の變革を論ず(一)

第十二卷 (第二號)

一) 一九三

參考し得なかつたのは、残念であるが、今尙之を手にすることが出来なかつた爲りである、而して最近に到着した分冊 4. 37. J. S. 1 Bd. 6 中 214 Van der Borch, "Die Reichsteuergesetz von 1919", S. 136-222 なる論文并、1919年帝國税法の正文が載せられてゐる。余が戦後税制の變革に關して述ぶる所は主として之に依つたものである。余は本誌前號に「獨逸の税制發達を論ず」といふ論文を載せ、獨逸の税制が帝國の成立以來大戰の前に至る迄に如何に發達して來たかを論じた。本篇は、その續編とも見るべきもので、獨逸に於て戦時戦後の税制が如何に變じて來たかを研究して見やうと思ふ。

本篇の主なる目的は、獨逸國民が目下如何なる重税を貢びつゝあるか、其重税は獨逸の將來に如何なる影響を及ぼすべきかを明にしやうとするに在る。併し之が爲めには戰時中に起つた税制の變革をも述べねばならぬ、蓋し税制の大變革は寧ろ戦後に於て出來上つたのであるけれども、其戰時中に變革せられたるものに至つては戦後に於て之に手を着けなかつたものも少くないからである。是れ余が茲に「戦時戦後の税制變革を論ず」と題したる所以である。

本篇は第一に戦時戦後の税制を變革するに至つた動機由來を述べ、次に戦時戦後に起され若くは改正せられたる租税の概要を説き、それが税制の上に如何なる變化を來したかを明にし、最後に其租税負擔の程度を吟味し變革せられたる税制の全體に對して批評を加へ獨逸の將來を卜したいと思ふ。

第一項 戦時戦後に於ける増税の由來

第一 戦時に於ける増税の由來

一、獨逸帝國は大戰に際し、其戦費は之を公債に仰ぐの方針を採つたが、其戦費が大なるだけそれだけ、公債の額も多くなつて行つた、今其年々起された戦時公債を見るに實に左の如くであ

る。(單位百萬麻)

(一) 確定公債

年次	公債額	年次	公債額	年次	公債額
第一次	1,214	第二次	2,125	第三次	1,215
第四次	1,212	第五次	1,212	第六次	1,212
第七次	1,212	第八次	1,212	第九次	1,212
計	10,728		10,728		10,728

(二) 流動公債(殘額)

年月日	流動公債額	年月日	流動公債額	年月日	流動公債額
1915.9.30	2,231	同 10.1.1	2,231	同 10.1.1	2,231
同 12.31	2,231	同 3.31	2,231	同 6.30	2,231
1916.3.31	10,728	同 9.30	10,728	同 12.31	10,728
同 10.31	9,516	同 3.31	9,516	同 6.30	9,516
同 9.30	8,304	同 10.31	8,304	同 12.31	8,304
同 12.31	7,092	同 3.31	7,092	同 6.30	7,092
同 10.31	5,880	同 9.30	5,880	同 12.31	5,880
同 12.31	4,668	同 3.31	4,668	同 6.30	4,668
同 10.31	3,456	同 9.30	3,456	同 12.31	3,456
同 9.30	2,244	同 10.31	2,244	同 12.31	2,244
同 12.31	1,032	同 3.31	1,032	同 6.30	1,032
同 10.31	0	同 9.30	0	同 12.31	0

此の如く公債は年々に累積して來たが、之に對する利子も年を逐ふて非常に高まり、一九一五年には、十二億六千餘萬圓となり、一九一六年には、二十五億三千餘萬圓となり、一九一七年には、三十四億七千五百萬圓となり、一九一八年には、五十八億八百萬圓の多きに達した。是等の利子は戦費といふ臨時費の産物ではあるが、將來に亘りて年々支拂はねばならぬ費目となるから

性質上經常費を形くるものである。そこで此公債費を經常豫算に加ふると、其經常豫算は異常なる不足を告ぐる様になつた。處で、是等の不足を更に公債に依て支辨するとせば、竟に公債が累増して已まぬのみならず、戦費と戦時公債の利子と併せて之を後世の負擔に譲り、現代は目前の戦争に對して與り知らざることとなり、正義に適はぬ。加之、公債の利子は前述ぶる如く性質上經常費を形くるものである、然るに之を臨時收入たる公債にて支辨するは、財政調整の基準を破ることとなるのである、是が故に戦時公債の利子は少くとも經常收入殊に租税に依て支辨せねばならぬ。大藏大臣、ヘルフェリヒ (Helfrich) 茲に見る所あり、夙に戦時公債の利子を支拂ふ爲めには増税に依らねばならぬと唱へ、遂に之を實行するに至つた。

二、ヘルフェリツヒが戦時租税政策を定めてより年々歳々舊税を高め新税を起すこととなつた、今、年を逐て經常豫算不足と之に隨伴せる租税法の改革を述ぶれば左の如くである。

戦時租税政策は一九一五年の終に至て初まつた、即ち十二月二十四日の法律に依て帝國銀行戰時税なるものが起され、同時に一般戦時利得税の準備として戦時利得留保法が設けられた。

一九一六年に至て經常豫算不足は四億八千萬圓となつた、そこで政府は此不足を補はんとして先づ煙草税(六月十一日の法律)荷物證券印紙税(六月十七日の法律)を引上げ、更に郵便電信非常税(六月二十一日の法律)商品取引印紙税(六月二十六日の法律)、戦時利得税(六月二十一日の法

律并に十二月二十六日の法律に依る修正)を起した。中に就き戦時利得税は戦時公債の償却に充てることとし、前年の豫算に於て不足がある場合には先づ之を支辨することとした。而して是等の増税新税に依る収入は六億五千萬麻と計上せられた、所が實際の決算に於ては十一億四百五十萬麻の不足を生ずるに至つた。是れ一には舊税新税が豫期の如く入り來らざりしにも因る、戦時利得税は寧ろ次の年に至て大に這入つて來たのである。

一九一七年には經常豫算不足は十二億五千萬麻に達した。そこで、又租税法の改革を策し、再び帝國銀行戦時税(三月二十七日の法律)を徴收し、帝國印紙税(三月三十日の法律)を改正し、旅客運送税貨物運送税(四月八日の法律)石炭税(四月八日の法律)を起し、戦時利得税に附加税(四月九日の法律)を課し、商品取引印紙税を改正(五月三十日の法律)することとなつた。是等の増税新税より得べき増收は八億五千萬麻と豫算せられた、従て此年度の實際の豫算不足は四億麻となつた譯であるが、決算に於ては八億九千万麻の不足を生ずるに至つた。併し乍ら戦時利得税が前年分より此年の附加税を加算して總計五十四億三千九百三十萬麻も這入つて來たから、一九一六年度の不足と一九一七年度の不足を併せ十九億九千五百六十萬麻を補填し、更に二十一億七千八百萬麻の戦時公債を償却した。

●●●●
●●●●
一九一八年には、經常豫算不足は、二十八億七千五百萬麻の多きに達した。是に於て又増税を

書せねばならぬことになり、七月二十六日の法律に依り、火酒税を專賣課税法に改め、麥酒税(麥酒輸入税并に南獨の麥酒が共同課税區域に入るに際し課税を均衡を計る爲めに税する法律も共に)を改正し、葡萄酒税、清涼飲料税、取引税を新設し、茶咖啡葡萄酒三鞭酒の輸入税を高め、一九一七年の戦時利得に對し戦時利得税を課し、帝國印紙税、手形印紙税、郵便電信非常税を増徴した。是等の増税に依る収入は實に二十五億八千百萬麻の巨額に上る、それでも尙實際の不足は七億五千萬麻を生するのである、そは一九一六年に起された戦時利得税の収入の餘りを以て辨ずることにしたのである。

戦時に於ける増税は年を逐て益々勢を高め、一九一八年に於て其頂點に達したとも謂ふことが出来る。何分一擧にして二十五億餘萬麻を増徴するのであるから、其擔税者たるもの、苦痛は一方でない、斯うなると資本家は、其財産を國外に移すやうになつて來る、之を防ぎ止めねば増税の目的を達することが出来ぬ。そこで政府は一九一八年に至て脱税防止法を定め、更に財務行政法を規定し、帝國固有の稅務監督局、財務裁判所を設くることになつた。

之を要するに獨逸は戦時に入りて、舊税としては、關稅、煙草税、火酒税、麥酒税、帝國印紙税、手形印紙税を増徴し、新税としては、葡萄酒税、清涼飲料税、石炭税、商品取引印紙税、取引税、郵便電信料非常税、旅客運送税、貨物運送税、帝國銀行戦時税、戦時利得税を起したので

ある。此中に就て火酒税は火酒專賣となり、麥酒税は製品税に移つて行き、新に葡萄酒税、清涼飲料税が加つて來たから、所謂飲料税は戰時中に面目を新しくし、從來の缺陷を一掃したる感がある。之に加ふるに石炭税があり、取引税中に奢侈税があつて、消費税體系は漸く完成の域に達せんとする様になつた。只煙草税に於て從來の幼稚なる課税形式を尙存したものがあつたのみである。次ぎに郵便電信料非常税や、商品取引印紙税や、取引税や、帝國印紙税や、手形印紙税や、旅客運送税、貨物運送税等は共に流通税をなすものであるが、商品取引印紙税は初めに帝國印紙税の中に編入せられ、後に取引税として獨立するに至つた、其帝國印紙税なるものは戰時中に餘程進んで來た。而して其税の中には直接税系統のものをも含むことは戰前に異らない。從て戰時に於ては印紙税の名の下に直接税が發達したともいふことが出来る。

帝國銀行非常税と戰時利得税とは共に直接税をなすものである、戰時中直接税としての種類は多く出來上らなかつたが、戰時利得税は可なり重いものである、併し直接税中の革命的變革は之を戰後の立法に待たねばならぬ。

第二 戰後に於ける増税の由來

一、獨逸戰後の租税改革を明にせんとせば先づ其動機たる歲計不足を詳にせねばならぬ。

獨逸戦後財政を困難に陥らしめたる一原因は公債の累積である、戦時中に起された公債は既に前に示して置いた通り、一九一八年十二月三十一日迄に、確定公債八百八十九億八千八百萬麻、流動公債五百五十億六千萬麻となつたが、一九一九年七月には流動公債の額は七百五十九億四百万麻に達した。これに戦前に於ける公債四十七億三千万麻を加へると、總計千六百九十六億二千二百萬麻となる。

尙獨逸帝國は戦後に於て戦争の爲に荒されたる帝國內の地方の恢復費として四十五億麻、獨逸の航海業に對する賠償十五億麻を拂ひ各聯邦の取替へ來れる兵士家族扶助費五十億麻を返還し戦時給付法に依て生ずべき經費十五億麻を支拂はねばならぬ。是れ亦皆公債に仰ぐより外あるまい。かくして一九二〇年三月迄には公債の總額は二千百三十億麻となる計算である。平和條約の結果で外國に支拂ふ賠償金其他の經費は非常に莫大となるべきも、其額は未だ決定せぬから暫く之を措くが、若し是等の經費が決定するに至ると獨逸帝國の公債は更に著しく多くなるであらう。

公債の總額が二千億麻以上になると、公債の利子丈けでも百億麻以上とならねばならぬ、それに戦士への恩給や、遺族扶助料が加つて來る、其額は一九一九年に於て四十三億麻に達してゐる之に加へて少くとも國防費十五億麻、行政費十七億麻を計上せねばならぬ、從て經費總額は百七十五億麻に上る譯である。これに各聯邦及び地方團體の要する經費六十五億麻を加へると、實に

二百四十億麻となるのである。こは一九一九年豫定經費であるが、一九二〇年後となるも之より少くなる見込は付かぬ、斯くして獨逸の戦後財政に於て經費は二百五十億麻以下に落ちないと見ねばならぬ。從て獨逸は是等經費を支辨するが爲めに年々二百五十億麻を捻り出さねばならぬ、二百五十億麻の收入を得るには五朱の還元率を以てするも、五千億麻の財産がなければならぬ。然るに戦前獨逸帝國の國民財産は三千億麻乃至四千億麻に計上せられてゐた、此計算を精確であるとせば戦時中に國民財産が大に殖えたのでなければ、獨逸の國民財産は到底此等國家の經費を支辨するに足らぬと斷せねばならぬ。

以上は獨逸戦後の全體の經費を考て見たのであるが、一九一九年の豫算には未だ百七十五億麻の經費を計上してゐない。それは戦後の公債募集が十分に出來上つて居ないのにも因る、其經常豫算經費總額は百五十三億餘麻になつて居る。而して之に對する收入如何といふに、其總額は六十億麻に過ぎぬ。其中で租稅收入は四十一億八千餘萬麻である、そこで、收入の不足額は九十億麻に達する譯である。實に驚くべき巨額である。¹⁾

註 此不足額に就ては Van der Borge は七十億麻と計算してゐる、¹⁾ 經常豫算の經費を百三十億四千萬麻とし之より經常收入六十億麻を差引いて計算したものである、此百三十億四千萬麻といふ額は一九一九年の豫算が初め提出せられたるべきの額である、其後追加豫算も出で、此經費の額は増されたのである、故に百五十三億麻とする方が正しいと思ふ、從て不足額は九十億麻となる、是れ Schwarz の記する所に依て明である。²⁾

1) Finanzarchiv. 37. J. g. I. Bd. S. 136 ff.
2) Finanzarchiv 37. J. g. I. Bd. S. 59.

	提案	法律	提案	法律
土地所有權移轉稅	4,000,000	3,000,000	娛樂稅	10,000
相續稅	1,000,000	1,000,000	砂糖稅	10,000
煙草稅	1,000,000	1,000,000	點火用品稅	3,000
骨牌稅	1,000,000	1,000,000	計	1,010,000
(2) 臨時稅				1,417,000
地帶稅	1,000	—	戰時利得稅	1,400,000
戰時財產增價稅	—	—		1,400,000

此等臨時稅の收入は帝國公債の償却に之を充當する筈である、その償却の爲めに利子が浮いて出るが、其額は六億圓である、故に之を恒久稅の増收に加へると、年々の經常費を支辨する爲めに合計十八億五百萬圓の收入を得ることに歸する。然れども一九一九年の不足は驚くべき巨額に達してゐることゝて、是等の増收にては到底充分である譯に行かぬ。そこで、一九一九年七月二十六日及び同八月八日、時の大藏大臣エルツベルグ (Erzberger) は第二次の租稅案を提出するに至つた。其案に依ると左の如き收入を齎らすことが出来る。(單位千圓)

取引稅	1,000,000	帝國緊急犧牲稅	1,000,000
郵便料の引上	3,700	電信料電話料の引上	110,000
計	1,003,700		

此中帝國緊急犧牲稅の收入は之を公債の償却に充つるのである、

デルンブルグ案とエルツベルゲン案とが法律となつた曉に國庫の收入は總計約八十億に上ることとなるのである。これに一九一九年前に成れる租税法に依て生ずる收入四十八億を加ふるに、租税の全收入は百三十億となる、租税外の收入は尙二十億もあるべければ、獨逸帝國の全收入は百五十億に達することになる。之を戦後年々繰返すべき帝國の經常費たるべき百七十五億に比すれば尙二十五億の不足となるのである。そこで第三次の租税改革案が出て來た。それは帝國所得税法案、資本收益税法案、會社税法案、所得税補充税法案、聯邦課税法案等で主として直接税に關する改革案である。

是等の租税改革案は實に革命的のもので、帝國の税制は全く改造せられるのである、就中資本家の負擔に歸する税は頗る重いものとなつた。従て資本家が其財産を外國に移し、若くは他の方法で脱税を圖るの傾向は戦時よりも更に甚しくなる虞がある、政府は之を豫防せねばならぬと同時に稅務行政の統一を期する必要が愈々切となつた、斯くして、一九一九年六月十一日には、脱防止法(一九一八年七月二十六日の法律)修正案と資本逃亡防止法案とが提出せられ、一九一九年八月六日には、帝國稅務行政法修正案が提出せられた。

是等の諸案中デルンブルグ案とエルツベルゲン案は、提出後間もなく審議せられ、多くは九月に於て法律となつた。只取引税と帝國緊急犠牲税とは少し遅れ同年十一月に至て初て法律となつ

た。地帯税は廢案となり、娛樂税は帝國税としては不適當であるから地方税とすべきものであるとし、聯邦税法の中に於て各聯邦及地方團體の義務税として定むることになつた。砂糖税に至ては、其運命明ならず、Van der Borchも、その論文の脱稿迄、尙委員會に握られてゐたと述べてゐる、其他の雜誌にも之を徴すべきものなかつたから、暫く疑を存して留保して置く、之に反して脱税防止法案資本逃亡防止法案帝國財務行政法案は急に審議せられ、第一は六月二十四日の法律となり、第二は九月八日の法律となり、第三は九月十四日に法律となつた。第三次の租税法案は多く一九二〇年三月下旬に法律となつた。

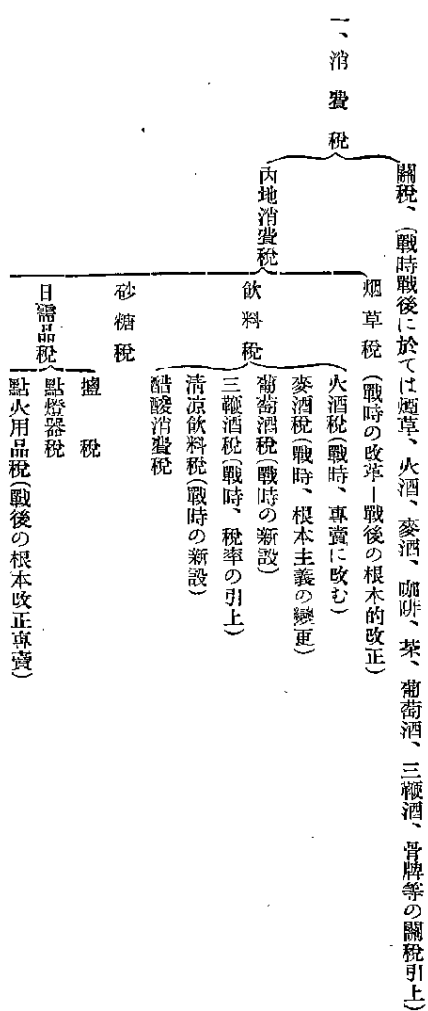
是等諸税法案を通覽するに、其中に三種の租税系統がある、消費税、流通税、直接税即ちそれである。消費税の系統に屬するものは、煙草税、點火用品税、骨牌税等で、流通税の系統に屬するものは、土地所有權移轉税、取引税であつて、所謂直接税に屬するものは相續税、戰時利得税、戰時財産増價税、帝國緊急犠牲税、帝國所得税、資本收益税、會社税、所得税補充税等である。故に戰後の租税立法は消費税、流通税よりも寧ろ直接税に全力が注がれてゐる、消費税、流通税に至ては戰時の立法を繼承し旁々修正を加へたものと謂つて可い。蓋し消費税、流通税は、戰時の租税改革に依て殆ど完成の域に達し、僅に煙草税等が未だ幼稚なる課税方法たるを免れなかつたのであるから、戰後の租税改革は此等の點を矯正したに過ぎなかつた。そこで戰時の租税改革は

勢ひ直接稅に向て集中せられぬばならなかつたのである。

第二項 戰時戰後の稅制と各稅の概要

戰後に於ける租稅立法の主力は前にも述べしが如く、殆ど所謂直接稅に集中せられて居る、併し戰後に於て獨逸國民が負擔する租稅全體を知らんさせば戰前に發達した租稅は勿論戰時に成立したる租稅をも合せて觀察せねばならぬ。

今戰後の租稅全體を系統的に分類して表示すれば次の如くなる。



(石炭税(戦時の新設))

(奢侈税(戦後の改正))

(取引税の一部(戦時の新設))

手形印紙税(戦時の改正)

帝國印紙税(戦時の改正)

二、流通税
旅客貨物運送税(戦時の新設)

郵便電信電話料全税(戦時の新設) — 郵便電信料引上(戦後の改正)

土地所有權移轉税 — 土地獲得税(戦後の新設)

取引税(戦時の新設 — 戦後の改正)

(戦時利得税(戦時の新設并に戦後の立法))

一時的課税 (戦時財産増價税(戦後の立法))

(緊急犠牲性税(戦後の新設))

相續税(戦後の根本的改正)

三、所謂直接税
帝國所得税(戦後の新設)

資本收益税(戦後の新設)

會社税(戦後の新設)

所得税補充税(戦後の新設)

今戦時戦後に成立し發達したる諸税に就き、其の内容を吟味して見やうと思ふ。其現行法であるものに就ては煩を厭はず少しく詳しく述ぶることとする。

第一 消費税の變革

戰時戦後に於て消費税の改正せられたるものは、煙草税、火酒税、麥酒税、點火用品税、骨牌税である、之に關聯して關稅も亦改正せられた。之に反して新しく起されたるものは、葡萄酒税、清涼飲料税、石炭税等である、以下項を逐て順次に是等の税の大要を敘することゝする。

一、飲料 料 税

飲料税は火酒税、麥酒税、葡萄酒税(三鞭酒税を含む)清涼飲料税を包括していふものである、此中で火酒税、麥酒税は舊來の制度を根本的に改めたものであり、葡萄酒税、清涼飲料税は新に起されたものである。是等四種の税を合すときは飲料は皆税せられて残す所がないことになる。少しく各税に付き概要を述べて見やう。

(1) 火 酒 税

●●●●●●
火酒税 (Branntweinsteuer) に就ては戰前迄複雑なる課税方法であつたが、一九一八年七月二十六日の法律に至て火酒專賣が實行せらるゝことゝなつた。曾て比斯麥が一八八六年に試み、ジトウが一九〇八年に再び試みて皆失敗に了つたものが、今や戰爭の終局に近いて終に成效するに至つた。是れ實に火酒課税方法の大進歩である。其法に依れば、火酒の製造は灰汁蒸餾の外悉く之を私企業に委ね、帝國は是等の製造家より一定値段で買上げ、後帝國の一手にて一定値段を以て專賣するのである、但し普通の火酒より飲料用の火酒を精製するは帝國之を獨占する、尤も此精製の

獨占は多量消費せらるべき單純火酒に限るのである、清純火酒の製造に至つては又之を私企業に任かし、之に對して一リートルに一麻の料金(Feegeld)を課するのである。

(註) 火酒製造には四の方法がある、其一は農學的蒸餾で、馬鈴薯、穀物等より造るものである、其二は果實蒸餾で、果物、漿果、葡萄酒、果酒其他渣滓等より造るものである、其三は灰汁蒸餾で、植物纖維(Zellulose)、カルシウムカーバイド(Kalzium Carbide)等より造るものである、其四は工業的蒸餾で其他の火酒製造を包括するものである、此中第三の製造は從來行はれて居なかつたから、之を帝國の手に保留することとなつたのである。

火酒專賣に於て最も重要なことは、火酒製造の監督と、買上値段并に賣下値段の決定である。

火酒製造の監督としては、蒸餾權(Brennrecht)で制限して居る、蒸餾權とは各蒸餾所が從來の法律に依て定められたる平均製造高の限度に於て蒸餾することをいふ。

其平均製造高は一九〇七年十月一日前に成れる醱母製造所においては、一九〇二—三年より一九〇六—七年に於て製造せられたる酒精の平均量より一割を減じたるものであり、其他の蒸餾所においては、一八九七—八年より一九〇六—七年に至る迄に於て製造したる酒精の平均量である、但し後の場合に於ては最大量最少量を製造したる年を除いて計算する、而して此蒸餾權は十年毎に改定することになつて居る。

火酒の買上値段は各年度毎に之を定める、或は年度の進行中に於て之を變することもある、買上値段は先づ基礎値段を立て、原料若くは製造手續の異なるに従て或は之に附加し、或は之より差引いて之を定むるのである。

基礎値段は一ヘクトリートルの酒精を造る爲めに要する平均生産費と中規模の農學的醸造所(一年平均五百ヘクトリートルの

酒精を馬鈴薯より造る醸造所)に於て生ずべき一般營業上の減價とを辨する様に之を定める、而して果物及び穀物より製造するもの并に農業的小製造者には、之に一定額を附加し、更に製造高に依て之より一定額を差引くのである、其差引く割合は製造高の多くなるに従て多くなる、又特別の場合には特別に營業上の減價を計算して之に加へる。此くして各異なる原料并に異なる手續に依て製造せられたる火酒の買上値段は定まるのである。

火酒の拂下値段は買上値段の上に經營費、專賣實行の爲に起されたる公債の元利支拂の額を償ふて尙一ヘクトリートル毎に八百麻の純益を得るの點に於て之を定める、專賣局が飲料用火酒として精製するものに至ては、更に其精製費營業費を加算して其賣價を定める、工業其他の目的に使用する火酒は一般の賣價よりも之を安くする。

獨逸帝國を組織する各聯邦は火酒税を課することが出来ぬ、其代り帝國は專賣收入中より一億九千五百萬麻を人口數に應じて各聯邦に分與せねばならぬ、但し巴威爾ヅルテンベルグ、バーデンは之に關し特別の權利を持つてゐる。

火酒の專賣を實行するに就て便利であつたのは、獨逸に於ては、之に先て民間に一種の獨占が成り立つて居つたことである、即ち從來の火酒税法に依り火酒の生産が限定せられて居つた所から自然に二の團體が出来、其間にカルテルを形くつて居つたからである。帝國が火酒專賣を行ふに當りては火酒精製場、火酒貯藏場、小釀造場等を或は買上げ或は損害を賠償せねばならないものも少くなかつた、そこで、專賣の爲めに要する資本金は一億麻と計上せられた、此額は二十年

の間に償還することゝなつてゐる。

火酒の專賣に伴ひ、火酒輸入税も亦高められた、即ち十五リートル以上の樽に依て輸入せられたときは、百基瓦毎に、甘露酒リキネには千四百麻、コニヤツク(酒精分五十八度以下)には千三百麻他の焼酎(酒精分五十五度以下)には七百五十麻、其他の火酒液には千三百麻を課し、之に反し其他の容器に依て輸入せられたるときは、百基瓦毎に千三百麻を課することゝなつた。

(2) 麥酒税

麥酒税 (Biersteuer) も戦前迄は原料税に過ぎなかつたが、一九一八年七月二十六日の法律に依り、製品税に移つて行いた。同年十月一日より實施せらるゝことゝなつた。

此新法に依れば、麥酒は其醸造所に於て一會計年度の間に醸造せられたる量に依て税せられるもので、其税率は左の如くである。(單位は、ヘクトリートル)

初めの	1,000	に對し	10,000	次ぎの	10,000	に對し	12,000
次ぎの	6,000	に對し	10,000	次ぎの	20,000	に對し	12,000
次ぎの	10,000	に對し	11,000	それ以上の額に對し	11,000		12,000
次ぎの	10,000	に對し	11,500				

此の如く麥酒醸造の量の大小に依て累進税率を異にするのであるが、更に麥酒の質に依て此税率を加減するのである、即ち單純麥酒は五割を減じ、強麥酒に對しては、五割を増す、又醸造の

規模の大小に従ても斟酌を加へ、一年の醸造高千ヘクトリートル以下のものには、一ヘクトリートル毎に八麻の税率を課し、二十ヘクトリートル以下の自家用麥酒を醸造するものには一リートル毎に三麻の税率を課することゝしてある。醸造所の労働者使用人に與ふる麥酒并に輸出麥酒は免税するのである。

麥酒税の主體は其年度に於て麥酒を醸造したる者若くは醸造せしめたる者である、所が、各醸造者は、一定量を限て醸造するものと定められた、即ち法律の効力を生じた日より十年間に對し(一九二九年四月一日迄)一年間醸造せらるべき總量を定め、各醸造所が一九二二年及び一九二三年の曆年に於て實際上販賣した高に應じて之を割り當てたのである、若し各醸造所が此限定量を超過醸造したるときは、其超過醸造高に對しては税率が高められ、初めの五年間にありては三倍後の五年間にありては二倍を徴せられるのである、併し此限定量は一の醸造所より他の醸造所に讓ることが出来る、是等の規定は小中醸造所の利益を保護するものに外ならぬ。

此税の義務は、麥酒を醸造所より他に移すとき若くは醸造所内にて之を飲むときに發生する、前者に於ては所謂流通課税方法を探るものである。此税を遁脱するものは、税率に四倍する罰税を拂はねばならぬ。

以上は帝國の麥酒消費税であるが、地方團體も亦麥酒税を課することが出来る、其税率には限

界がありて、一ヘクトリートル毎に全麥酒は六十五文單純麥酒は三十五文を越えてはならぬ。

麥酒税の改正に伴ひ、麥酒輸入税も亦引上げられた。即ち麥酒が十五リートル以上の樽にて輸入せられたときは、十九廩三十五文、其他の場合には二十五廩を課せらるゝことになつたのである

(3) 葡萄酒税(三鞭酒税を包括)

葡萄酒に關しては戦前に於て僅に三鞭酒税(一九〇二年の立法)があつたのみで、普通の葡萄酒には課税せられなかつたのである。然るに一九一八年七月二十六日の法律は終に帝國葡萄酒税を起した。

一、帝國葡萄酒税(Reichsweinsteuer)は帝國內で消費せらるゝ葡萄酒及び葡萄酒類の飲料、葡萄酒を含有する飲料に税するものである。其租税主體は、生産者、商人、消費者若くは輸入者である。而して其義務は葡萄酒が消費者に向て送り出さるゝとき、若くは倉庫より積み出さるゝとき、或は税關區域を越えて入るときに發生する、即ち流通課税方法に依るものである。

税率は價格の二割である、戦後になると一リートル二廩以下の葡萄酒に對し一割五分を課することゝなつてゐる。外國より輸入する葡萄酒には關税を課する外に尙此税を課する、而して其課税價格たるべき葡萄酒の價格は關税運送費等を加へたるものである、是が故に外國産の葡萄酒は内地産のものよりも極めて重い税を負擔することゝなるのである、課税價格は勘定書に記載せられ

たる價格である、而して勸定書の作製は法の強制する所である。

此税は醸造者が葡萄酒を瓶詰になさないで自家用に供し若くは勞働者に與ふるとき、又は三鞭酒に造る爲に用ふるとき、若くは旅行用宗教用に供するときは之を免する。

二、三鞭酒税(Schaumweinsteuer)も亦葡萄酒税と共に大に引き上げられた、即ち從來一瓶五十文なりしものが三麻とせられた、半瓶に對しては、税を半分とし、更に小瓶に對しては其四分之一とした。此税も他の葡萄酒税と同じく外國より輸入するに三鞭酒に對し之を課する外に關税をも課するのである。

(4) 清涼飲料税

清涼飲料税(Die Steuer auf Mineralwasser und künstlich bereitete Getränke)は一九一八年七月二十六日の法律に依て新に起された税である。

此税の客體たるものは、自然鑛水、リモナーデ其他の人工飲料であるが、そが瓶に詰められて内地消費の爲めに賣り出されたる場合に初て課税の目的物となる、従て果物の自然の液汁若くは只少しく之に味付けたるものは課税せらるべきでない。

税率は清涼飲料の種類に依て區別せられ、左の如く一リートルに對する税額麻で示されてある。

- | | | | |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 一、鑛水 | 0.70 ^麻 | 三、濃厚なる人工リモナーデ | 1.70 ^麻 |
| 二、リモナーデ其他の人工飲料 | 0.10 | 四、濃厚なる人工リモナーデ製造原料 | 10.00 |

第二の人工飲料にして、一リットル中、酒精分十瓦以上を含むときは税額は二十文とす。

此税の主體は清涼飲料を瓶に詰め若くは製造して之を賣り出す人又は外國より輸入する人である、納税義務は、之を賣り出すときに生じ、其月の末迄に之を納めねばならぬ、此税も亦流通課税方法を採れるものと謂ふべきである。併し又一定の場合には免税する。外國に輸出する場合、濃厚なる人工リモナーデ及び其原料を之に依て稀薄リモナーデを調合し販賣する他の人に賣る場合、製造人が製造所にて飲む場合は即ちそれである。

此税を逋脱したる者は税額の四倍少くとも五十麻の罰金を課せられる。

清涼飲料が外國より輸入せらるゝときは之に對して輸入税を拂はねばならぬ、而して其上に此内地消費税を拂はねばならぬ、清涼飲料が税せられると、其消費が減じて珈琲、茶等が其代用品として多く消費せらるゝに至るかも知れぬ、そこで法は是等の珈琲、茶等に對して著しく關税の率を高めた。

一體清涼飲料は、麥酒火酒其他の酒精含有飲料に比して衛生に適つてゐる、故に衛生行政の見地より出發すると、酒精含有飲料に重く税して、清涼飲料を免税するは一策であると言ふことが出来る。併し乍ら清涼飲料は必ず消費せねばならぬものでもない、其之を消費するは、擔税力を表現するものと見ることが出来る、獨逸政府は此見地より出で、清涼飲料を税するに至つた、併

し其之を税するに至つた主要の動機が財政難にあつたことは喋々する迄もないことである。

二、煙草税

(1) 戦時に於ける煙草税の改正

煙草税 (Tabaksteuer) は從來重量税と面積税とより成り立つて居つたが、一九一六年六月十二日の法律は之を根本的に改正せず、只其税率を高めた、即ち煙草葉百基瓦に對する税額が從來五十七麻なりしを七十麻に引上げた、四アール以下の煙草耕地に對し一平方米突毎に五、七文なりしを七文とし少くとも七十文以上たることとした。

シガレット税も一九一六年の法律に依り一九〇九年の法律に依る税率を高めた、今之を比較すれば左の如し。

一本の 小賣相場		千本に對する税率	
一九〇九年	一、五文	一九〇九年	二
一九一六年	一、五文	一九一六年	五
一九〇九年	二	一九〇九年	八
一九一六年	二	一九一六年	二五
一九〇九年	二、五文	一九〇九年	七以上
一九一六年	三、五文	一九一六年	一〇
一九〇九年	五	一九〇九年	一五
一九一六年	五	一九一六年	二〇

一基瓦の 相場		千本に對する税率	
一九〇九年	一、六文	一九〇九年	四、八〇
一九一六年	一、六文	一九一六年	一三、八〇
一九〇九年	一、〇	一九〇九年	七、〇〇
一九一六年	一、〇	一九一六年	一七、〇〇
一九〇九年	一〇—二〇	一九〇九年	七、〇〇
一九一六年	一〇—二〇	一九一六年	一七、〇〇

シガレット用紙の工業用に供せられないものに對し千包毎に一麻の税率であつたものを、六麻に引上げた。

右に述べたるは内地消費税としての煙草税であるが、煙草輸入税も亦大に之を高めた。戦前の税率に比すると左の如し。

品 種	税率	百基瓦に對する關稅	
		一九〇九—一九一六	一九一六
煙 草 葉(包裝)	五分	五分	五分
煙 草 筋 等	五分	五分	五分
煙草灰汁(Tabaklage)	100	100	100
加工 煙 草 葉	100	100	100
嗅煙草製造用卷葉管子等	110	110	110

品 種	税率	百基瓦に對する關稅	
		一九〇九—一九一六	一九一六
嗅煙草、嚼く煙草	300	300	300
刻 煙 草	400	400	400
シ ガ レ ッ ト	1,000	1,000	1,000

此外輸入煙草葉に對しては附加税を課する、其率は従前の小賣相場の四割であつたのを六割五分とした、又輸入シガレットに對しても附加税を課する、従前小賣相場の四割であつたのを六割とした。

是に依て之を觀れば戦前に於ける煙草税の改正は戦前の立法を主義の上より改めなかつたけれども、税率を著しく上げた。シガレット税の如きは殆ど三倍近くも高くした、是れ煙草税發達史上に於て慥に一進歩であつたと謂ふことが出来る。

(2) 戦後に於ける煙草税の根本改正

戦後に於て成立したる煙草税法(一九一九年九月十二日の法律)は根本的に改造をなすに至つた、即ち原料税を廢止し、之に代ふるに製造税を以てするに至つたのである。従てシガレットのみならず、シガーも、刻煙草も、嗅煙草も嚼煙草も、製造せられたるものに課税せられることになり、小賣相場を標準として、階段を分ち各階段に異なる税率を課することになつた、シガレット用包紙も喫煙者の使用に供せらるゝものに限り別に之を税するのである。是れは從來の課税方法と異なるが、これ亦一の製品税と看做すこと出来るのである、此の如く今次の煙草税の改正は原料税面積税を廢して製品税を以て統一することを趣旨としてゐる、只煙草代用品に至ては之を禁せないと同時に之に原料税を課することゝしたのである。

煙草税は此の如く製品の品質に従て税することになつたが、其階段は可なり細かく刻まれてゐる、今各種の煙草に就て其税率を示すと左の如くである。(五條)

(1) シガー税

税級	一本の價(文)	千本の稅率(厘)
一	8 <small>以下</small>	8
二	10	12
三	12	16
四	15	25
五	18	33
六	20	40
七	25	55
八	30	72
九	35	88
一〇	40	104
一一	45	118
一二	50	132
一三	55	146
一四	60	162
一五	65	177
一六	70	192
一七	75	210
一八	80	230
一九	90	265
二〇	100	300
二一	120	380
二二	150	500
二三	180	600
二四	200	700
二五	250	925
二六	300	1,200
二七	300 <small>以上</small>	1,600

(2) シガレット税

一本の價(文)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50			
千本の税(麻)	10	14	19	23	32	41	50	65	87	110	140	200	250	300																																							

(3) 精製刻煙草税

一基瓦の價(麻)	10	15	20	30	40	60	80	80以上
一基瓦に對する税(麻)	3	4.5	6	9	12	18	24	24

(4) 煙管用煙草税(精製刻煙草を除く)

一基瓦の價(麻)	5	6	8	10	15	20	20以上
一基瓦に對する税(麻)	1	1.20	2	2.50	4.50	6.50	9

右表に依て之を觀れば、各種の煙草に對し多くの階級を設け之に累進的税率を課してゐる。其中に就てもシガー税の如きは二十七級の階級を劃し千本に對し八麻乃至千六百麻を課するのである、税率は實に小賣相場に對し一割乃至五割に當る。高價のシガーを喫する者に對して相當に重き税と謂はねばならぬ。シガレット税も十四の階段を劃し千本に對して十麻乃至三百麻を課してゐるから税率は小賣相場に對し三割三分より六割に至る、之を戦前の税率千本に付き二麻乃至十

(5) 嚼み煙草税

一個の價(文)	15	30	45	60	75	100	100以上
千箇に對する税(麻)	20	40	60	80	100	100	100

(6) 嗅煙草税

一基瓦の價(麻)	5	6	7.5	10	12.5	15	15以上
一基瓦に對する税(麻)	1	1.2	1.5	2	2.5	3	4

(7) シガレット包紙税(工業用に供する場合ハ之を除く) 千個の包紙に對し十麻の定率税を課する。

五麻、戦時の税率千本に付き五麻乃至四十麻に比すると實に天地霄壤の差である。刻み煙草、其他の煙管用煙草、嚼み煙草、嗅煙草も或は八段或は七段或は六段の階級を劃し、之に各累進税が課せられてある。其税率は小賣相場に對し、精製刻み煙草に於ては、三割乃至七割餘になり、其他の煙管用煙草に於ては二割乃至四割五分になり、嚼み煙草に於ては七分五厘乃至一割になり、嗅煙草に於ては二割乃至二割五六分になる。

是は一般の税率であるが、シガレット税に關しては、大藏大臣は、一九二三年十二月三十一日に至る迄、半歳毎に(一月一日より始むる半歳と七月一日より初むる半歳)右表に従ひ課せらるべき内地産のシガレットの數量を定め、之を各營業者に割り當てることが出来、此割當てられた定量を超て生産するときはそが一割五分以上となる限り既定税率を以て税する外更に附加税を課する、其率は一九二〇年十二月三十一日迄は十割一九二一年には七割五分、一九二二年には五割一九二三年には二割五分とする。

以上は内地生産の煙草であるが、外國より輸入せらるる煙草に對しては、關税が課せられる、今其税率を示すと左の如し。(八八條)

品種	税率	新法	政府案	一九二一年の法
(1) 煙草葉		二〇%	二〇%	二〇%

百基瓦に對する關税

品種	税率	新法	政府案	一九二一年の法
(2) 煙草肋等		五〇%	五〇%	五〇%

百基瓦に對する關税

(3)	煙草灰汁	100	100	100	精製	2,400	2,400	1,100
(4)	加工煙草葉	200	200	200	其他	2,000	1,400	
(5)	喫煙草製造用卷葉等	100	100	100	シガ	4,000	2,000	200
(6)	喫煙草、嚼煙草	2,000	1,100	100	シガレット	2,400	2,400	1,400
(7)	刻煙草							

此表で見れば煙草の原料に對する關稅は從來の通りであるが、半製品に對する關稅は却て之を低め、精製品に對する關稅に至つては大に高めた、政府案が既に相當に高くなつてゐたが議會は之を修正して更に高くしたのである。

獨逸の煙草稅は戰前に於て極て幼稚なる稅に過ぎなかつた、比斯麥を初め歴代の政治家は或は專賣案を掲げ、或は製品稅を案じ、百万改革を遂げんとせしも、成效せなかつた、戰後の稅制改革に際して、終に前述の如き製品稅が成立し、其品種に從て累進稅率を適用することゝなつた、其收入も戰時の三億麻に比し七億七千萬麻の增收を來すに至つた、以て如何に此稅が根本的に改造せられたかを想像するに足りる、要するに、煙草稅は戰後に至つて初て普遍的に而も擔稅力に應ずるの稅となつたのである、之を煙草稅の史上の革命と謂つても差支ない。

三、點火用品稅

點火用品稅(Zündwarensteuer)は燐寸、蠟燭(蜜)、脂肪素其他類似の原料より製するもの(點火用

火器、燧石等に課する税である。一九〇九年に初て成り立つたものであるが、其當時に於ては燐寸と蠟燭とを税して居つた。戦後の税法(一九一九年九月十日法律)は更に之に火器燧石其他を加へた。

此税は過渡的課税に過ぎぬ、蓋し行くは之を政府の製造專賣となすことになつて居るからである、而して其專賣は遅くとも一九二二年三月三十一日迄に之を實現せねばならぬのである。新税法に依る税率は左の如し。

課税標準		税率
(1) 燐寸	(a) 三十本以下入りの函	0.10%
	(b) 三十本乃至六十本入函 (六十本并に其端數毎に)	0.10%
	(a) 二十本以下入りの函	0.10%
	(b) 大函 (二十本并に其端數毎に)	0.10%
(2) 蠟燭	(a) 燧石其他點火金屬に伴ふ點火器 一個二麻以下のもの	0.10%
	(b) 點火器 一個二麻乃至五麻のもの 一個五麻以上のもの	1.00%
(3) 點火器	(a) 燧石其他の點火金屬 一瓦又は其端數	0.10%
	(b) 瓦斯白光燈の白金製 點火器一個	0.50%
	(c) 他の點火器一個	1.00%
(4) 燧石其他の點火金屬 一瓦又は其端數	0.10%	

燐寸蠟燭の税率は一九〇九年に定められた舊税率の二倍に當つてゐる、之を二倍としたる所以は此くするも國民の敢て堪へ難き所でないのみならず、燐寸蠟燭製造等の如きは、何等打撃を被ることがないを見たからである。尤も燐寸税蠟燭税を高くすれば他の點火器及び燧石等が代用せ

らるゝ虞ないではない、そこで是等にも税する必要が起て來たのである。

政府案に依ると燐寸及蠟燭の製造業殊に其中小工場を保護するの趣旨に依り各製造業者の年々産出すべき額を定め、それを超て生産するものに罰税として一割を加重するの條項があつたが、議會より專賣の提議があり、それが一九二一年より行はるゝことになつた以上は、其間に中小製造工場が競争に遇て打撃を被るの危険もないから、之を削ることになつた。只一九一四年九月三十日以後に起された製造工場の産出にかゝる燐寸蠟燭に對しては普通の税率に一割を加へて課することゝした。一九〇九年の法律に基き、一九一四年十月一日迄に起された製造工業を保護せんとするの趣旨が尙生きて残つたものと謂ふべきである。

此税は税率を二倍にしたのみならず、新に課税物件を加へたから、戦前に比し、著しき增收を來すことになつた、若し專賣ともならば、更に多くの收入を齎らすに至るであらう。點火用品税を改めて專賣課税となすに決したとすれば、此税の發達も既に其極に達したと謂はねばならぬ。

四、石 炭 税

石炭税(Kohlensteuer)は一九一七年四月八日の法律に依て起され一九一七年十二月二十八日の法律に依て修正せられたものである。此税は、あらゆる内國産の石炭并に外國より輸入する石炭を税せんとするものである。茲に石炭といふは廣義に解すべきもので、石炭や褐炭の加工せるも

の、せざるものを包括する、從て褐炭にありては、之より成れる塑炭をも含み、輸入するものもありてはコークス及び石炭より成る塑炭をも包括する。

此税の主體は、外國炭にありては、其輸入者であり、其他の石炭にありては採掘したる者若くは之に加工したる者である。但し自分の採掘せない石炭を以て塑炭を造る者には其買入れた石炭に對して税を拂ひ戻する、蓋し二重税を避くる爲めに外ならぬ。而して納税義務は、石炭若くはコークスを他人に引渡すと同時に發生する、その税は翌月の終迄に之を納めねばならぬ。外國炭にありては、それが國境に入るときに納税義務が發生するが、その税は石炭が國內にて賣られた後に納めるのである。故に石炭税も亦流通課税方法を採つて居ると謂はねばならぬ。

此税も一定の石炭に對しては之を免除する、炭鑛にて消費する石炭、及び塑炭コークス製造所にて用ゆる石炭、并に契約若くは慣習に基て坑夫(坑夫の癩疾となれる者、及び坑夫の寡婦を含む)に一家の消費用として與へる石炭、外國交通の汽船汽車に用ゆる石炭、油脂蠟等に製すべき石炭は即ちそれである。

税率は石炭の價格の二割である、その課税の基礎となる石炭の價格は炭山若くは煉炭此より賣り出されたる相場であり、外國炭にありては、買入價格に運送費を加へた額である。

此税を遁脱したるものは遁税額の四倍で千麻を下らざる罰金を課せられ、其税額の明ならざる

ものには十萬麻の罰金を課せられる。再犯には體刑が課せられる。相當に酷な制裁である。

此税は採炭者煉炭者等が納税するものであるけれども、眞に之を負擔するものは消費者である。然るに石炭の消費は工業家に取れても、又普通の家庭に於ても絶對に必要である、工業家の消費する石炭に税するは、生産費を高め其工業の競争能力を弱めることとなり、普通の家庭に於て消費する石炭に税するは生活を脅かすこととなる、殊に石炭税が徴せらるゝ以上は瓦斯電氣水道の料金も高くなるべく、荷物旅客の運送料も自然に騰るべければ生活費を高むること一通りでない是が故に石炭税は生産政策の上よりも社會政策の上よりも之を批難せねばならぬ、然るに帝國が此税を起して敢て遲疑せなかつたのは、一に財政困難の爲めである。所謂窮して他を顧みるに遑あらざるものと評すべきか、そこで法律は其施行期限を定め一九一七年八月一日より一九二〇年七月三十一日迄効力を有するものとしてゐる。此期限が経過すれば、之を廢止するに吝ならずとするは、法律も自ら其惡税たることを認めたるが爲めである。

五、骨 牌 税

骨牌税 (Spielkartensteuer) は一八七八年七月三日の法律に依り、骨牌の一組が三十六枚より成るものに三十文を、三十六枚以上より成るものに五十文を課することとなり、爾來何等改むる所なかつたのであるが、一九一九年九月十日の法律に依り、骨牌には一組二麻を課することとし、

骨牌の一組が二十四枚以下より成るときは、其半を減じ、四十八枚以上より成るときは、其半を増すことゝなつた。(帝國骨牌税法一條)

骨牌の輸入税は百基瓦に對し從來六十麻なりしを三百麻とした、是れ亦非常の増税である。

(三十五條)

骨牌税は由來骨牌の消費に對して税するものである、故に税の本質は消費税であらねばならぬ、骨牌の消費は奢侈的であると謂ふことが出来るから、奢侈税と謂つても可い。所が獨逸に於ける從來の立法に於ては印紙に依て徴收するの故を以て骨牌印紙税(Spielkartenskempel)と云ひ、印紙税の一種として居つた。戦後の租税改革に際し、明に消費税として之を認め(一九一九年九月十日法律第一條)名稱も改めて骨牌税としたのである、税の本質が明となつた譯である。

六、消費税結論

獨逸の消費税は税制の中軸であるに拘らず、長い間幼稚なる課税方法で止まつて居た、現に麥酒税煙草税の如き、大戰前迄原料税たるに過ぎなかつた、然るに戰時戰後の租税改革に依て是等は皆製品税となつた。而して製品税としては更に製品の性質、數量等に依て多數の階段を劃し、之に異つたる税率を適用することゝした、麥酒税、煙草税は其最も良き例證である、殊に煙草税を以て其好模範となすことが出来る。此の如きは、租税收入を多くする方法たるのみならず、擔

税力に應ずるの課税方法であると謂はねばならぬ。

消費税發達の上に於て尙逸すべからざるものは、專賣制度が火酒税や燐寸税等に代て這入つて来たことである。獨逸歴代の政治家が屢々試みて失敗せしものが、戦時戦後に於て忽ち成りしは特筆大書するの價値ありと謂はねばならぬ。

此くの如く見來れば、消費税制度は戦時戦後に至て非常なる發達を遂げたと斷せねばならぬ。若し夫れ消費税を擴張し各種の消費品を税するに至つては、妥當なるものもあり、不當なるものもある。新に葡萄酒税を起し、骨牌税を印紙税より離し消費税の銘を打つたのは、妥當なるもの、一例とすべく、石炭税に至つては其不當なるもの、一例とすべきである。是等は皆財政難の餘波として出たものである。

論じて茲に至り余は消費税制度の大改革と革命政治との關係を明にせねばならぬ、獨逸革命後に於ては、政治は社會黨の手にありと謂ふことが出来る、所で社會黨は由來間接税反對を標榜して來た、社會黨が其主張に忠であるならば、間接税殊に消費税は之を廢せねばならぬであらう、然るに事茲に出でないで、却て大に消費税を發達せしむるに至つた、一見奇とすべきである。併し戦後の國民議會に於て消費税批難の聲は喧しくなかつたのではない、其最も強く之を争ひたるは獨立社會黨の人であつた、獨立社會黨は多數社會黨を脱して獨立の旗幟を躍したる過激黨であ

る、其主張する所に依ると、消費税は多く生活最低限に入つて居るから良くない、若し消費税で許すべきものありとせば、下層民の利益を害せぬものに限ると主張した(Wiemer氏)之に對して多數社會黨は始めは全然政府案に賛成し帝國の經費を直接税のみに依て辨せんとするの論は笑ふに堪へたりと論じて居つたが(Braun氏の演説)、獨立社會黨の縱論横議が人の耳目を聳動するや、多數社會黨も流石に従來説き來つた主張を忘るゝことも出来ないで、「我黨は現在の消費税が民衆を壓迫すること甚しきを思ひ之に反對するものである、從て直接税のみを以て帝國の絶對的必需要費を支辨することが出来ない時に至て初て消費税の問題は論すべきである」と論するに至つた(Braun氏)。此議論に對し他の政黨は「十分に間接税を課することを承諾するにあらざれば直接税に協賛すべきでない」と酬いて居つた(獨逸國民黨のLamm氏)。そこで兩社會黨と他の黨との争は直接税を先きにするか、間接税を先きにするかといふ論になつて仕舞つた。是に於て大蔵大臣 Erdberger氏は更に進で直接税が重いか間接税が輕いかを論ずるは過去の問題となつた、今や直接税をも間接税をも共に極度迄税し盡さねばならぬと絶叫した。

專賣に就ても國民議會の議論は稍注目しに價するものがあつた、戦後に於て獨逸には社會化(Sozialisierung)なる標語が盛に行はれである、社會化といふことが戦後に於ける政策の精神であるとするれば、專賣は最も其精神に適へるものと謂はねばならぬ。果して然らば税制の革命的改造に際しては、火酒や點火用品を專賣とするに止めないで、尙他の品にも及ぼすべしといふ考も起

て來る。現に點火用品の專賣の如き、政府案になかりしものが両社會黨の主張に依て一九二一年三月より實現せらるゝことゝなつたのである。又煙草稅法案の討議に當りても社會黨は專賣論を主張して已まなかつた、然るに其効なくして上述の如き煙草稅法が成立した。其專賣を否認したる政府の理由とする所を見るに、第一には專賣とするも直に巨額の收入を得ることが出來ぬ、第二には私人の製造販賣に任して置くと、喫煙家の嗜好に順應して煙草を製造し旁々其消費を刺激することになるが、專賣にては、さうは行かぬ云々とある、此の如き論法を以てすれば如何なる物も專賣とすることが出來ないであらう、社會黨が議會に多數を占めて居り乍ら斯る理論に服して、自己の主張を貫くことが出來なかつたのは何故であるか。寧ろ不可思議のやうにも見ゆるのである。之を要するに、獨逸の消費稅制度は、戰時に於て非常に發達して來た、戰後社會黨が天下を取つてからも、尙發達して已まなかつた、若し社會黨が年來の主張に依て之を廢せんとせば、廢することも出來たであらう、總てを專賣としやうとせば、それも出來たであらう、然るに事茲に出でないで消費稅制度を愈々發達せしめ、專賣は僅に火酒と點火用品とに止めて仕舞つた、春秋の筆法を以てすれば、社會黨は消費稅を完成したと謂ふべきである、是れ財政難に處する方策として、已むを得ざるに出たのもあらうが、消費稅の實際に廢すべからざる所以を立證したものとも評せねばならぬ、さり乍ら獨逸稅制の革命は、消費稅の上にと云はんよりは寧ろ流通稅直接稅の上に現はれて來たのである、稿を改めて之を論ずることゝする。